

茨城県感染症予防計画（案）に関する意見募集について

茨城県では、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）に基づき、感染症の予防のための施策を示した茨城県感染症予防計画（以下、「予防計画」という。）を作成し、感染症対策を推進しています。

先般改正された、同法第9条第1項に基づく「感染症の予防の総合的な推進を図るための基本的な指針」に即して、感染症の発生予防やまん延防止を図るとともに、新たな感染症など未曾有の危機において適切な対応ができるよう、平時から体制を構築するなど、感染症対策の方針と施策の方向性を定めるため、この度、予防計画の改定案を取りまとめましたので、県民の皆様からの御意見を募集します。

1 意見募集の対象（公表する資料）

- (1) 茨城県感染症予防計画（案）の概要
- (2) 茨城県感染症予防計画（案）
- (3) 茨城県感染症予防計画（案）の新旧対照表

2 意見募集の期間

令和6年2月5日（月曜日）から令和6年2月26日（月曜日）まで22日間

3 意見の提出

(1) 提出方法

任意様式に次の事項を記載の上、(2)の提出先あて郵送、FAX、電子メール、いばらき電子申請・届出サービスのいずれかの方法により提出願います。

- ・氏名（法人・団体等にあつては、その名称、担当部署、担当者氏名）
- ・住所（法人・団体等にあつては、法人等の担当部署の所在地）
- ・連絡方法（電話番号、FAX番号又はメールアドレス）
- ・意見の内容（簡潔に記載してください。また、意見に係る該当する箇所（第1～16）を記載するとともに、意見の根拠となる資料等がある場合は、出典等の明示をお願いします。）

(2) 提出先

<郵送> 〒310-8555 茨城県水戸市笠原町 978-6

茨城県保健医療部感染症対策課 感染症企画調整室宛

<FAX> 029-301-3239

<電子メール> yobo10@pref.ibaraki.lg.jp

※件名に「茨城県感染症予防計画（案）に関する意見」と記載してください。

<いばらき電子申請・届出サービス>

※以下の URL 又は 2次元コードからアクセスし、必要事項を入力してください。

【URL】 https://apply.e-tumo.jp/pref-ibaraki-u/offer/offerList_detail?tempSeq=51040

【2次元コード】



4 注意事項

- ・御意見は、日本語で記載してください。
- ・お電話での御意見は受け付けておりませんので、御了承ください。
- ・御意見に対する個別の回答はいたしかねますので、あらかじめ御了承ください。
- ・この意見募集は、原則として、本県の県民の皆様を対象とするものです。ただし、県外居住者であっても、県内に通勤・通学している方については、御意見の提出が可能ですので、通勤・通学先の所在市町村名についても、併せて記入してください。
- ・上記2の意見募集の期間内に到着しなかったもの、上記3(1)の意見の提出方法及びこの注意事項に沿わない形式で提出があったもの並びに次の事項に該当する意見の内容等については、無効といたします。

ア 個人や特定の団体を誹謗中傷する内容

イ 個人や特定の団体の財産及びプライバシーを侵害する内容

ウ 個人や特定の団体の著作権を侵害する内容

エ 法令に反する意見、公序良俗に反する行為又は犯罪的行為に結びつく内容

オ 営業活動等営利を目的とした内容

5 資料の閲覧又は入手の方法

(1) インターネット

茨城県のホームページにおいて掲載

(2) 閲覧場所

- ・ 県庁舎（水戸市笠原町 978-6）
行政情報センター（行政棟 3 階）
感染症対策課（行政棟 13 階）
- ・ 各県民センター県民福祉課
- ・ 県立図書館（水戸市三の丸 1-5-38 1 階）
- ・ 県内各保健所
- ・ 水戸市役所情報公開センター（水戸市中央 1 丁目 4-1 水戸市庁舎 3 階）
- ・ 水戸市の各出張所及び市民センター

6 問合せ先

担当課：保健医療部感染症対策課 感染症企画調整室

電話番号：029-301-5134